

平成27年1月

京都市国民健康保険運営協議会の委員定数の改正について

京都市において、平成25年9月市議会における京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例等に対する付帯決議(※1)が提出され、附属機関等の設置の考え方等の基準となる指針(京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針)が策定されました。

その指針の主な内容としては、法令等の定めがある場合等を除き、委員定数を原則20人以内とすること、委員の任期は1期2年以内(通算6年まで)とすること等について定められました。

このため、平成26年11月市議会で関係条例の改正が行われました。

京都市国民健康保険運営協議会については、京都市国民健康保険条例の改正を行い、委員定数を改めることとなり、次回改選期の平成27年9月1日以降において新たな定数で運営を行うこととなりましたので御報告致します。

【改正内容】

	京都市国民健康保険運営協議会		(参考) 京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針
	現 行	改 正 後	
定 数 (条例第2条)	23人 内訳： 被保険者代表 7人 保険医等代表 7人 公益代表 7人 被用者保険等保険者代表 2人	20人 内訳： 被保険者代表 6人 保険医等代表 6人 公益代表 6人 被用者保険等保険者代表 2人	原則20人以内 (ただし、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除く)
実施日	次回改選期の平成27年9月1日以降において、新たな定数で運営を行います。		

※1 平成25年度 第4回定例会 付帯決議

<p>議第120号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について</p> <p>議第121号 京都市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第122号 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第123号 京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(25年10月28日付帯決議)</p> <p>京都市の要綱等により開催されている審議会等は199件と、他都市と比べても大変多い状況にあり、近年増加を続けている。 また、それぞれが要綱等により設置されているため、統一的な基準はなく、定員、任期、報酬額等には大変な差異がある。これは、既に法律及び条例により設置されている既存の附属機関(80件)も同様となっている。 今回提案の条例等により附属機関となる89件の審議会等は当然であるが、既に附属機関であるものはもちろんのこと、今後も要綱等により開催される審議会も含め早期に基準を設け、可能な限り差異の解消を図るとともに、今後も更に精査し、整理を進め経費削減に努めること。 また、決算時において活動状況及び経費を議会に報告すること。</p> <p>(賛成会派) 全会派</p>

国民健康保険運営協議会関係法令

国民健康保険法 抄

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

国民健康保険法施行令 抄

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法81条の2第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

3 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する

京都市国民健康保険条例 抄

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 京都市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|--|----|
| (1) 被保険者を代表する委員 | 6人 |
| (2) 健康保険法に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 6人 |
| (3) 公益を代表する委員 | 6人 |
| (4) 国民健康保険法(以下「法」という。)第81条の2項1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 | 2人 |